

## 議案第11号

### 鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

## (手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,600円を減じた額）

ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第8条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）

（ア）・（イ） 略

イ・ウ 略

## (手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,600円を減じた額）

ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）

（ア）・（イ） 略

イ・ウ 略

(2)～(9) 略

(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定  
次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあっては2,200円を、2に掲げる遊技機にあっては4,300円を、3に掲げる遊技機にあっては8,000円を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) ぱちんこ遊技機	
ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第14条の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
(ア)・(イ) 略	
イ・ウ 略	

(2)～(9) 略

(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定  
次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあっては2,200円を、2に掲げる遊技機にあっては4,300円を、3に掲げる遊技機にあっては8,000円を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機	
(1) ぱちんこ遊技機	
ア 入賞を容易にするための装置であつて風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
(ア)・(イ) 略	
イ・ウ 略	

(2)～(5) 略

(11)～(15の4) 略

(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食

店営業の許可 (次号に掲げる許可を除く。) 次に掲げる区分  
に応じ、それぞれに定める額 (同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,000円を減じた額)

ア 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの 1件につき  
14,000円

イ その他の営業に係るもの 1件につき24,000円

(15の6) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化

法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法  
第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可 前号に  
定める額に6,800円を加算した額

(15の7) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化

法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付 1件につき  
1,100円

(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化

(2)～(5) 略

(11)～(15の4) 略

法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき8,600円（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円）

(15の9) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認 1件につき11,000円（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円）

(15の10) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき11,000円（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円）

(15の11) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき9,900円

(15の12) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え 1件につき

1,400円

(15の13) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化  
法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者  
の認定 1件につき13,000円（同時に複数の特例特定遊興飲食  
店営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定  
については、10,000円）

(15の14) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化  
法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につ  
き1,100円

(15の15) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化  
法第24条第6項の規定に基づく管理者講習の実施 1時間につ  
き650円

(16)～(70) 略

2 略

(16)～(70) 略

2 略

## 附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第10号の改正規定は、同法の施行の日から施行する。